

## 福島県医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 福島県は、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施について」（令和2年6月16日付け医政発0616第1号・健発0616第5号・薬生発0616第2号厚生労働省医政局長・厚生労働省健康局長・厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）（以下「国の実施要綱」という。）に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染拡大と収束が反復する中で、それぞれの機能・規模に応じた地域における役割分担の下、必要な医療提供を継続するため、別表に掲げる者（以下「補助事業者等」という。）に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (補助の対象及び補助額)

第2条 補助金は、国の実施要綱に基づき、別表に掲げる事業を補助事業者等が実施する場合に、当該事業に要する経費について補助事業者等に対して交付するものとし、その額は別表の3により算出した額とする。

### (申請書の様式等)

第3条 医療機関等は、原則として次の（1）に掲げる方法により申請書等を提出するものとする。ただし、やむを得ない理由により知事に直接提出する場合は、（2）に掲げる方法により提出するものとする。

なお、申請書等の提出期限は、知事が別に定める。

（1）福島県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）を通じて知事に提出

- ア 交付申請書（様式1又は様式1（紙申請用））
- イ 事業実施計画書（様式2-1又は様式2-2（紙申請用））

（2）知事に直接提出

- ア 交付申請書（様式1（紙申請用））
- イ 事業実施計画書（様式2-2（紙申請用））

### (消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等)

第4条 補助事業者は、規則第4条の規定に基づき補助金の申請を行うに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法及び地方税法の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

2 補助事業者は、規則第13条の規定に基づき実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の交付の条件)

第5条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業実施計画を変更する場合(軽微な変更を除く。)は、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業実施計画を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業実施計画が予定の期間内に完了しない場合又は当該計画の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業実施計画の実施により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 事業実施計画の実施により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らねばならない。

(変更の承認の申請)

第6条 規則第6条第1項の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、福島県医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業変更(中止、廃止)承認申請書(様式3)を知事に提出しなければならない。なお、規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、事業目的に反しない経費の配分の変更又は内容の変更とする。

(申請を取り下げることができる期日)

第7条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

(概算払)

第8条 知事は、この要綱に定める補助金について次のいずれかの方法により原則、概算払で補助金を交付する。

(1) 国保連を通じて交付する場合

国保連を通じて交付申請書の提出があった場合は、知事は原則、国保連を通じて、補助事業者等に概算払で交付する。

(2) 県が直接交付する場合

国保連に登録されている口座が債権譲渡されている補助事業者等から知事に個別申請があった場合は、知事は概算払で交付する。

(実績報告)

第9条 規則第13条の規定による実績報告は、福島県医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業実績報告書(様式4)により事業完了の日から起算して20日を経過した日、又は補助金交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(補助金の交付の請求)

第10条 補助金の交付決定の通知を受け、概算払により補助金の交付を受けていない補助事業者等から、事業完了後、第9条の実績報告書の提出があった場合、知事は実績報告の内容を審査し補助金を交付する。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に関する消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、消費税仕入控除税額報告書(様式5)により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又一部の返還を命じることができる。

(会計帳簿等の整備)

第12条 補助金の交付を受けた補助事業者等は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(その他)

第13条 その他必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年7月27日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年8月14日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

## 別 表

### 1 補助事業者等

市町村並びに新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等を行う医療機関、薬局、訪問看護ステーション及び助産所。

ただし、保険医療機関等でない場合は補助の対象外。

### 2 補助対象事業等

(1) 区分	(2) 基準額	(3) 対象経費
病院	2,000千円+50千円×病床数※	賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費 (消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料、医薬材料費)、役務費 (通信運搬費、手数料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費
有床診療所(医科)	2,000千円	
無床診療所(医科)	1,000千円	
無床診療所(歯科)	1,000千円	
薬局	700千円	
訪問看護ステーション	700千円	
助産所	700千円	

※ 病床数は、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床の許可病床数の合計

### 3 補助額

次により算出された金額の範囲内において知事が定める額とする。

- (1) 2の(2)に定める基準額と、対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定額とする。
- (2) (1)の選定額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を交付するものとする。ただし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。